

## 令和4年度第1回宮代町情報公開・個人情報保護審議会 会議録

日 時 : 令和4年10月3日(月) 14時から16時20分まで

場 所 : 宮代町役場101・102会議室

出席者 : 【審議会】 渡邊委員、稲山委員、大島委員、金子委員、三橋委員

【事務局(総務課)】 福田課長、鈴木副課長、青柳主幹、島村主事、染宮主事

【議会事務局】 野口議会事務局長

### 1 開会、2 挨拶(自己紹介) 【進行:総務課長】

特記事項がないため省略

### 3 会長の選出 【進行:総務課長】

渡邊委員が会長となることで承認

### 4 報告事項 【進行:総務課長】

資料に基づき、改正個人情報保護法の概要とそれに伴う条例改正のポイントについて説明

【14:50~15:00 休憩】

### 5 審議事項 【進行:渡邊会長】

事務局が諮問書の趣旨を説明

議会における対応について議会事務局から趣旨を説明

○質疑(審:審議会 議:議会事務局 事:事務局)

審:宮代町個人情報保護法施行条例案の第12条として示されている行政機関等匿名加工情報の手数料に関する規定は、設けないとの説明があったが、この第12条は欠番となり第13条が繰り上がって第12条になるということか。

事:そのようになる。現時点では条例全体で13条程度の構成になると考えられる。

審:改正個人情報保護法では、実施機関から議会を除くとのことだが、実施機関から除かれた議会の条例に関しても、当審議会が意見を述べても良いのかが疑問に思う。仮にそれがいいということになると、新条例案第13条の審議会への諮問事項に関する規定の中に議会条例も含めるということになるのか。

事:宮代町として審議会を設置するため、町の機関の1つとして議会も入っている。そのため、ご指摘の通り、町の審議会の範疇として議会を入れるという規定を設ける予定である。

審:今後も今回のような法改正に伴う条例改正があった場合、今回と同様に審議会を

開催することになると思うが、議会から諮問されることになるのか。

事：審議会は町の付属機関であるため、実施機関の一つである議会も、諮問することは可能であるが、議会が法改正を伴わない独自の条例改正や制度改正を行うことは考えにくいので、議会から審議会へ諮問する可能性は低いのではないかと考えている。また、現在の審議会も議会を実施機関の一つとして対象としていることを踏まえると、改正法で議会が実施機関から除かれたとはいえ、今後、議会が独自に審議会を設置するという事は難しいと考えている。

審：議員の皆さんが自主的に審議会を設置するという事でも良いのではないかとと思うが、行政機関の審議のあり方に逸脱していないのであれば議会に関する事に対しても町設置の審査会で意見するという事でも良いのではないかとと思う。

審：手数料は取らないとのことだが、今後、行政機関等匿名加工情報を提供するという事になったとき、提供が紙媒体ではなくなるため、手数料を取る必要が生じてくるのではないかと。

事：ご指摘のとおり、提案募集をかけて行政機関等匿名加工情報の提供をする際は、改めて手数料を設定して実施する予定である。

審：現在手数料を取っていないということは、実費相当額を徴収するということが手数料条例に規定してあるのか。

事：自己情報の開示請求に対して職員が開示資料の精査・写しを取る作業等を行うために費やされる人件費相当として支払っていただくものが手数料であり、これは、手数料条例や個人情報保護条例で定めるものであって、現在は無料としている。ただし、実際に提供するときにかかるコピー代などは実費として規則に定めた額をいただいている。条例では、実費相当額を徴収するという事を規定している。

審：今後、電子データで提供するという事になったときは実費相当額というのが分からなくなってしまうのではないかと。

事：行政機関等匿名加工情報の提供となると、これまでの個人からの開示請求や情報公開請求などとは規模感が異なるため、相当の手数料を徴収する必要は出てくると思う。

審：開示請求から開示決定を出すまでの日数について。開示請求が出されてから、請求者に対する聞き取り等を実施し、請求者が求める資料の特定をして、という流れになると思うが、これらの事務を15日以内に行うというのは結構タイトなスケジュールなのではないか。もちろん請求者からすれば短い方がよいと思うが。

事：ご指摘のとおり、開示請求される自己情報も多様化してきており、15日以内に行うのが難しくなっているのは事実であり、法律の趣旨・規定を踏まえ30日とするという選択肢もある。現行条例が15日以内となっているので30日とするためには相当の理由・説明が必要になると考えている。

審：開示決定までの期限を延長することはできるのか。

事：延長は可能である。その延長制度を利用して対応していくという方法も考えられる。現在は、曖昧な表現の請求も多いので、請求者に対する聞き取り等を実施しないと請求者が希望する資料が提供できないということもある。その際は請求内容を補正してもらうことになるが、この補正に要する期間は15日に含めないものとしている。

審：逆にその話を聞くと、請求者にとって本当に有益な情報を提供するという意味で15日が短いということであれば、30日にした方が良いのではないか。期限に追われてここまでしか出せませんでしたというのは、かえって請求者にとって不利益になってしまうと思う。

事：今までの情報公開請求や自己情報の開示請求は請求から15日以内の期限で運用していたが、延長を使った事例はほとんどないと思う。

審：15日、というのは暦日なのか。

事：暦日である。宮代町の場合は決定書を出すのが15日以内ということになっており、実際に開示をするのは15日を過ぎてから、ということもある。開示日の決定に関する運用は様々であり、例えば国では先に開示決定を出した後に開示の日程調整をしているが、宮代町の場合は開示日の日程調整も含めて15日以内となっている。

事：開示決定までの期間を30日に伸ばすことは、場合によっては行政サービスの低下に繋がることも懸念されるが、御指摘いただいた点については、改めて検討させていただきたい。その際、現状、情報公開制度も15日以内に決定ということになっているので、そちらとの整合も図る必要があると考える。

審：住民の立場から条例を作るにあたって考慮していただきたい点が一点ある。技術革新で個人情報に当たるのか当たらないのかという判断が非常に難しくなったので、今回個人識別符号という定義を設けるのだと理解している。個人識別符号には例えばDNA情報、指紋、声紋、マイナンバー、旅券番号、免許証番号なども含まれるとのことだが、「個人識別符号」という文言だけを見ると住民にとっては非常にわかりにくいものだと感じる。そこで、個人識別符号というと例えばこういうものがあります、ということで設けていただきたいと思います。

事：住民の皆様にお知らせするときには、今ご指摘いただいたように分かりやすい表現でお知らせしていきたい。条例等の例規にこうした内容を記載することは難しいが、住民の方向けにホームページ等でお知らせする際は、こういうものが含まれます、といった例示を示すようにしたい。

審：スケジュール的な話になるが、これは意見公募の対象となるのか。

事：今回の改正は、先ほども説明したように個人情報保護法の改正に伴うもので、これまでの制度とは大きく異なり、条例で定める事項も限定的であるため、審議会の皆様に町の考え方を提示し、御意見を頂戴したうえで町の方向性を決定したいと考

えている。

審：町と議会の条例はセットで議会に提出するのか。議会条例の検察庁協議が間に合わない場合は議会の条例は3月に提出することとなるのか。

事：必ずしもセットで提出しなければならないということではない。ご指摘のとおり協議が間に合わなければ町の条例のみ12月で提出するということも考えられる。望ましいのは両者を12月議会に提出するということである。

審：議会が有する個人情報という、例えばどのような情報があるのか。

議：1番数が多いものだと、議員の経歴等が記載されている議員台帳がある。他には議会を傍聴するときの傍聴人名簿などが挙げられる。個人情報ファイル簿の公表の基準は1,000となっているが、議会が保有する情報で1,000を超えるものはないと思う。

事：参考までに県内のある自治体が県内市町村に調査を行った結果では、先ほどの開示決定までの日数については、15日以内とする団体と30日以内とする団体で半々となっている。

審：情報公開請求と自己情報開示請求だとどちらが手間がかかるのか。

事：情報公開だと思う。自己情報の開示請求の目的は自分の情報が適切に管理され、適切に使われているかどうかのチェックであり、情報を特定することが容易である場合が多い。一方、情報公開は、行政機関が保有する全ての文書が対象であるため、その請求内容も幅広く、公開する文書の量も多い。

審：そのような実態があるならば、情報公開制度も含め、開示請求から決定までの期間を30日以内にすることも検討すべきではないか。業務の負担が増えているということであれば働き方改革という考え方もある。

事：情報公開請求・自己情報の開示請求においても同様だが、15日という期限内に公開決定を出そうとすると、時期によっては期限に追われ、他の業務に優先して情報公開事務をやらなくてはならない場合がある。自分たちで決めたルールではありながら他の業務の繁忙期と重なると厳しい状況になる。平成11年頃に制度設計され運用が開始されたもので、そのころと比べると保有する情報の質・量ともに大きく変わっているため、これらまで運用を再考する時期に来ているのも事実である。

審：情報公開請求で個人情報を請求されることはあるのか。

事：請求者の方がどのくらい制度に対する理解があるかにもよるが、請求を受ける段階で話を聞いて、情報公開請求と自己情報開示請求のどちらが適当なのかを判断するという運用を行っている。

審：限定列举である要配慮個人情報の中に、DV被害者の方の情報については入っていないため、法律で定められている要配慮個人情報にDV被害者の方の情報は含まれていないということになると思う。DVを受けている方の情報が開示できないという担保があれば条例要配慮個人情報として規定する必要はないと思うが、そのあたりは大丈夫なのか。

事：法令に従い、適切な対応を取ることとなるため、条例として定める必要はないと考える。

※意見交換の結果、審議事項「改正個人情報保護法に対する町の方向性」については諮問書・別紙（議会以外の実施機関）及び資料2（議会）の内容で合意。ただし、開示決定までの期間については、再検討することを妨げないことを決定

#### 6 次回の会議について 【進行：総務課長】

次回の会議は令和4年10月28日（金）10時から開催予定

#### 7 その他 【進行：総務課長】

事務局から事務連絡

#### 8 閉会 【進行：総務課長】